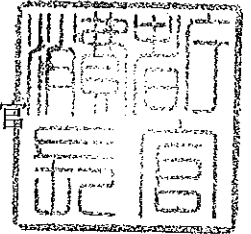




消教地第 63 号
平成 27 年 3 月 5 日

代 表 者 各 位

消費者庁長官



平成 27 年度「消費者月間」統一テーマについて（通知）

平素より消費者政策の推進に当たり格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

国においては、昭和 63 年以降、毎年 5 月を「消費者月間」とし、消費者、事業者、行政が一体となって、消費者問題に関する啓発・教育等の事業を集中的に行ってまいりました。消費者庁では、平成 27 年度消費者月間の統一テーマとして「みんなでつくろう！ 消費者が主役の社会！！」を掲げ、各種の関連事業に取り組むこととしております（統一テーマの趣旨は別添「参考資料」参照）。

本年 3 月には、今後 5 年間（平成 27 年度から平成 31 年度まで）を対象とする次期消費者基本計画の策定を予定しています。今後の消費者政策の推進には、これまでの枠組みを超えた取組が必要であり、消費者庁、消費者行政担当部局、消費者団体だけでなく、事業者団体、公益に資する活動を行う団体、ボランティアなども含む社会経済の全ての主体が消費者の利益の擁護及び増進を意識して活動することが重要です。

そのため、平成 27 年度消費者月間では、「みんなでつくろう！ 消費者が主役の社会！！」を統一テーマとし、消費者が主役となって選択・行動できる社会の形成に向けた取組の促進を図ってまいります。

皆様におかれましても、上記の趣旨を御理解いただき、関係者への周知をお願い申し上げます。

消費者月間統一テーマについて

1. 統一テーマ

みんなでつくろう！ 消費者が主役の社会！！

2. 趣 旨

消費者庁設立から5年が経過しました。この5年間で、消費者を取り巻く環境は、高齢化の進行、高度情報通信社会の進展、消費生活におけるグローバル化の進展など、大きく変化しており、それに伴って消費者トラブルや消費者被害の内容等が変化してきています。また、この間、各種法律の制定・改正や、地方消費者行政体制の強化など、消費者行政を推進する基本的な枠組みができつつありますが、制度の運用の担い手の育成や消費者、事業者及び関係機関の認知・意識の向上など、その実効性の確保向上に向けて、いまだ課題は多く残されています。

こうした中、今後5年間（平成27年度から平成31年度まで）を対象とする次期消費者基本計画の策定を予定しています。今後の消費者政策の推進には、これまでの枠組みを超えた取組が必要であり、消費者庁、消費者行政担当部局、消費者団体だけでなく、事業者団体、公益に資する活動を行う団体、ボランティアなども含め社会経済の全ての主体が消費者の利益の擁護・増進を意識して活動することが重要です。

そのため、平成27年度消費者月間（5月）では、「みんなでつくろう！ 消費者が主役の社会！！」を統一テーマとし、消費者が主役となって選択・行動できる社会の形成に向けた取組の促進を図ってまいります。統一テーマの「みんな」とは、消費者、消費者団体のみならず、事業者、事業者団体等を含めた社会経済の全ての主体を意味します。また、行政も国、地方の様々な段階で、縦割りを超えて、消費者行政担当部局間の連携はもちろんのこと、福祉、教育、環境、産業振興行政担当部局等との横の連携を強化していくことが不可欠となっています。行政を含む多様な主体の連携・協働が促進され、全国で新たな取組が展開されていくことを期待します。

消費者庁としてはこうした連携・協働の取組を全力で支援してまいります。

事務連絡
平成 27 年 3 月 5 日

消費者月間御担当 各位

消費者庁消費者教育・地方協力課

「消費者月間」関連事業への登録及びポスターの申込について

首記の件、毎々格別の御高配を賜り誠にありがとうございます。

消費者庁では、平成 27 年 5 月の「消費者月間」に向けて準備を進めております。

つきましては、「消費者月間」関連事業として特別に実施（予定）される事業（通年実施事業は除く）がございましたら、御多用のところ大変恐縮ではございますが、4月7日（火）午後5時までに、下記『関連事業オンラインフォーム』より御登録くださいますようお願いいたします。

また、広く国民に周知するため消費者庁ではポスターを作成する予定です。ポスター掲示に御協力いただける際には、下記『ポスター申込オンラインフォーム』にて必要事項の記入の上、3月20日（金）午後5時までに御記入をお願いいたします。なお、送料につきましては当課にて負担いたします。

本事務連絡につきましては、関連団体等に御周知頂き、消費者月間関連事業の実施を奨励いただきますようお願い申し上げます。

今年で第 28 回目を迎える「消費者月間」への御理解と御協力の程よろしくようお願い申し上げます。

<関連事業オンラインフォーム>（登録方法については、別紙 1 参照）

<https://formtest2.caa.go.jp/shohisha/opinion-0075.php>

<ポスター申込オンラインフォーム>（登録方法については、別紙 2 参照）

<https://formtest2.caa.go.jp/shohisha/opinion-1077.php>

※実施例として、消費者庁ホームページ “平成 26 年度消費者月間特集ページ” (<http://www.caa.go.jp/information/2014gekkkan/>) を御参照下さい。

【問合せ先】

〒100-6178 東京都千代田区永田町 2-11-1

消費者庁消費者教育・地方協力課

北崎（内線：2146） 秋田（内線：2070）

TEL 03-3507-8800 FAX 03-3507-9285

MAIL i.gekkkan@caa.go.jp

平成 27 年 3 月 5 日

消費者月間御担当 各位

消費者庁
消費者教育・地方協力課

平成 27 年度消費者月間事業のオンラインフォームによる登録方法

消費者庁では、毎年、全国各地の消費者月間事業を募集し、消費者庁ホームページで御紹介しております。

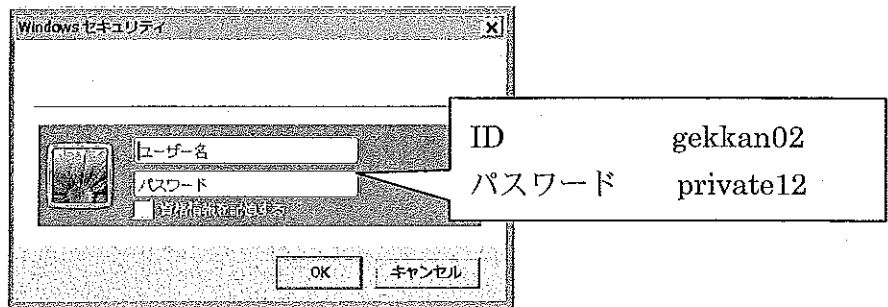
つきましては、下記の登録方法を御確認の上、平成 27 年 4 月 7 日（火）午後 5 時までに御登録いただきますよう、よろしくお願いいたします。

なお、締切以降も登録フォームの御利用は可能です。消費者月間事業に内容が確定した際には、是非御登録いただきますようよろしくお願いいたします。

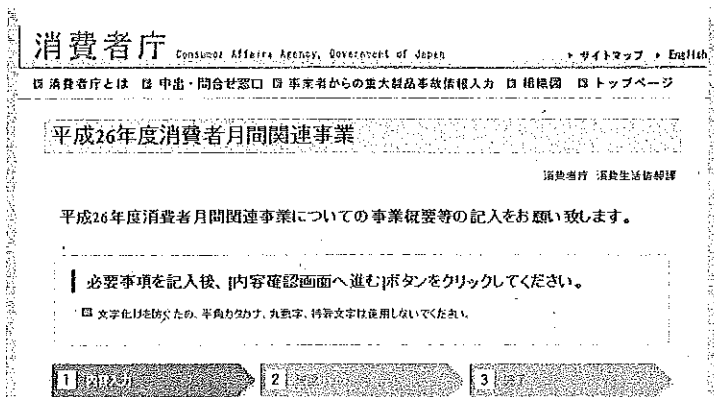
記

1. 登録方法

- (1) 事務連絡記載の「関連事業オンラインフォーム」の URL にアクセスし、下記の ID とパスワードを入力。



- (2) 必要事項の入力。



裏面あり

(3) 「内容確認画面へ進む」を選択し、記入項目の内容を確認。

関連事業の告知等で作成したポスター・チラシ等がありましたら、添付にて「igdkar@nango.jp」へ送付して下さい。

消費者月間贈送事業の署名(注)
必須
(全角文字 5,000文字以内でおまとめください。)

内容確認画面へ進む

ページの先頭へ

(4) 記入した内容に間違いがある場合は「修正」を、間違いがない場合は「以上の内容で送信する」を、それぞれ選択。

消費者月間贈送事業の署名(注)
必須
(全角文字 5,000文字以内でおまとめください。)

修正

送信する

ページの先頭へ

(5) 「以上の内容で送信する」を、選択された方は作業終了。
内容確認等で、消費者庁より連絡が行く場合がありますので、その際は御対応のほどよろしくお願いたします。

以上

平成 27 年 3 月 5 日

消費者月間御担当 各位

消費者庁
消費者教育・地方協力課

「平成 27 年度消費者月間」ポスターの申込方法

消費者庁では、広く国民に周知するためポスターを作成する予定です。

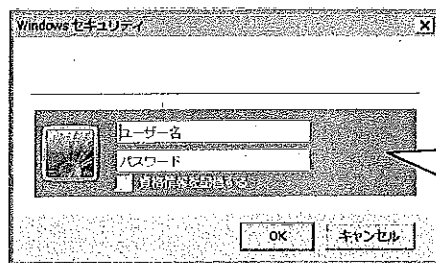
ポスター掲示に御協力いただける場合、下記の登録方法について御確認いただき、別紙「事務連絡」の期日（平成 27 年 3 月 20 日（金）午後 5 時厳守）までにお申し込みいただきますよう、お願いいたします。

なお、送料につきましては当方で負担いたします。

記

1. 登録方法

- (1) 事務連絡記載の「ポスター申込オンラインフォーム」の URL にアクセスし、下記の ID とパスワードを入力してログイン。



ID poster02
パスワード private34

- (2) 必要事項の入力。

消費者庁 Consumer Affairs Agency, Government of Japan [サイトマップ](#) [English](#)

消費者庁とは 申出・問合せ窓口 事業者からの重大製品事故情報入力 総検閲 トップページ

平成26年度消費者月間ポスター申込

消費者庁 消費者教育課

平成26年度消費者月間ポスター申込についての必要事項等の記入をお願い致します。
※ 〆切は平成26年3月20日(木)迄です。

必要事項を記入後、[内容確認画面へ進む]ボタンをクリックしてください。

文字色は白のため、半角カタカナ、丸数字、特殊文字は使用しないでください。

(3) 「内容確認画面へ進む」を選択し、記入項目の内容を確認してください。

連絡事項 (全角文字 5,000文字以内でおまとめください。)	
------------------------------------	--

[▶▶ 内容確認画面へ進む](#)

[ページの先頭へ](#)

(4) 記入した内容に間違いがある場合は「修正」を、間違いがない場合は「以上の内容で送信する」を、それぞれ選択。

消費者月間開通率の概要(注) ※必須 (全角文字 5,000文字以内でおまとめください。)	(F2)
---	------

[▶▶ 以上の内容で送信する](#)

[ページの先頭へ](#)

(5) 「以上の内容で送信する」を選択された方は作業終了。
内容確認等で、消費者庁より連絡が行く場合があります。
その際は御対応のほどよろしくお願いいたします。

以上